

設計単価等決定要領

1. 適用

この要領は、佐賀県県土づくり本部及び各農林事務所発注の工事及び設計等業務委託の積算に用いる設計単価及び歩掛に適用する。

ただし、建築など工事種別により、別途定めがある場合はそれによることとする。

2. 用語の定義

- (1) 物価資料：建設物価調査会が発行する「月刊建設物価」及び経済調査会が発行する「月刊積算資料」など
- (2) 見積書：メーカー、商社、施工業者、コンサルタント等から見積りを徴収したもの
- (3) 公表価格：メーカーが一般に公表している需要者渡し価格（建値、定価等）
- (4) 実勢価格：販売価格を割り引いて契約される価格
- (5) 価格表：カタログ等に添付してある価格表の価格
- (6) 歩掛：労務、材料、機械等の規格や所要量や単価を工種及び業務毎に設定したもの
- (7) 特別調査：特殊な資材価格で、市況の取引状況を調査して設計資材価格とするもの

3. 決定方法

(1) 設計労務単価

佐賀県県土づくり本部の統一単価によるものとする。

(2) 建設資材単価

佐賀県県土づくり本部の統一単価によるものとする。

県土づくり本部は土木、農業土木及び森林土木の3系統を所管しているため、上記の統一単価とは、各系統で定める単価のみを指すものとする。

なお、他系統の定める単価の単価採用順序は、（見積）と同等として扱うものとする。

物価資料等による場合

- 1. 両方の物価資料に掲載されている場合は、建設物価及び積算資料の平均単価とする。
- 2. 同一物価資料内に地区資材単価「佐賀」と「九州」が掲載されるなど複数の地区資材単価の掲載が有る場合の優先順位は 佐賀、九州、全国、福岡として、各々の物価資料から優先順位の高いものを抽出し、その単価を平均する。
- 3. 一方の物価資料にのみ掲載されている場合は、その単価とする。
- 4. 公表価格の資材は原則使用しないものとするが、割引率（値引き額）が掲載されている場合は、これに乗じ（減じ）た額を設計単価として使用するものとする。

掲載品と類似する資材を使用する場合

二次製品等において、統一単価及び物価資料等に掲載されていないが、一般的に製造され市況にあるものは、次のとおり算出する。

(イ) 中間サイズの場合 (規格が異なる場合)

$$\text{類似品単価} = \text{A類似品の価格表単価} \times \frac{\text{B直近上位の掲載単価}}{\text{B'直近上位の価格表単価}} \\ \text{(又は見積単価)} \quad \text{(又は見積単価)}$$

ただし、 $A \cdot B \cdot B'$ の額は下記の範囲とする。

$$A \quad B' \quad B$$

なお、直近上位とは、統一単価表及び物価資料等に掲載されている直近上位額のサイズをいう。また、 $A \cdot B$ は同品目とする。

(ロ) 種類又は品目が異なる場合

$$\text{類似品単価} = \text{A類似品の価格表単価} \times \frac{\text{B掲載単価}}{\text{B'価格表単価(又は見積価格)}} \\ \text{(又は見積価格)} \quad \text{(又は見積価格)}$$

ただし、Bの対象サイズは原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は直近サイズを用いる。

見積り又は特別調査による場合

～ 及び下記特別調査により単価決定ができない資材については、(3)建設資材見積単価決定要領により決定する。

ただし、次の資材価格については、(5)特別調査により単価を決定する。

イ) 1工事当たりの資材調達価格(数量×資材価格)が500万円以上または資材価格が50万円以上の資材(電気通信の機器価格及び工場製作原価並びに機械設備の機械単体価格は除く)

(資材例): PC桁、大型ゴム支承、大型プレキャスト製品等

ロ) ダム、トンネルなどに使用する火薬、電気雷管で1工事当たりの使用量が火薬1t以上、電気雷管2,000個以上

ハ) 1工事当たりのセメントの使用量が1,000t以上

ニ) 1工事当たりの砂若しくは砂利の使用量が3,000m³以上、新規土の使用数量が3,000m³以上

単価採用順序は「資材単価決定フロー」による。

(3) 建設資材見積単価決定要領

見積依頼

見積りを徴収する場合は、原則として文書により依頼するものとし、依頼者は所属の長(積算業務を委託する場合は業務受託者)とする。

見積条件の明示

見積依頼書には、「規格」、「形状寸法」、「単位」、「数量」、「荷受場所(原則、現場渡しとする。但し、H型鋼組立式橋梁用桁・PC桁・施設機械等を除く)」、「提出期限」、「見積価格は実勢取引価格であること」等の条件と「提出された見積

書は本要領により取り扱うこと」を必ず明記するものとし、見積書には、「見積価格は消費税抜き」、「見積有効期限」、「見積の情報開示請求時の取扱い」を明記するよう指示する。

見積依頼先

見積書は、メーカーや代理店・販売会社等から徴収する。

ただし、「施設・設備の新設・更新工事」や「維持管理工事」、「特殊な資材」等については、各工事の発注形態（施設等の管理状況等も含めて）や、資材種類等を考慮して、見積依頼先を選定する。

また、特定の協会等の団体が作成した見積りは、独占禁止法に抵触する恐れがあるため、原則使用しないこととする。

見積りによる単価決定の方法（建設資材）

見積りは3社以上の徴収を原則とし、提出された見積りについては依頼時の仕様との確認を行う。また単価については異常値を排除した平均値を採用する。

また、特殊資材の見積など3社以上の見積りが困難な場合は「見積依頼先・単価決定のフロー（起工・変更時、起工時、変更時）」により判断する。

（４）電気通信、機械設備関係の見積単価決定要領

電気通信関係

機器価格の決定	3社以上で最低価格
工場製作原価の決定	3社以上で最低価格
材料単価の決定	3社以上で異常値を除く平均値

機械設備積算関係

材料及び部品価格の決定	3社以上で異常値を除く平均値
機械単体価格の決定	3社以上で異常値を除く最低価格

その他は上記（２）（３）に準ずるものとする。

（５）特別調査による場合

調査方法

特別調査に係る業務委託は、建設・技術課にて一括して行う。

調査の依頼

原則、各調査月の前月末までに、特別調査依頼書により該当資材の資料を建設・技術課技術管理担当へ電子データにて送付する。但し、調査依頼の締切は2月上旬までとする。送付する資料は次のとおり。

納入場所の位置図

資材を特定できる品質、規格、寸法図等

取引数量

その他特記事項

（６）特殊工事及び設計業務等の歩掛を見積り徴収する場合の決定要領

見積依頼

見積りを徴収する場合は、原則として文書により依頼するものとし、依頼者は所属の長（積算業務を委託する場合は業務受託者）とする。

見積条件の明示

見積依頼書には、工事及び業務委託の目的・内容・場所等の条件等、提出された見積書は本要領により取り扱い、提出期限、を記載するとともに、見積書には消費税抜き、見積有効期限、見積の情報開示請求時の取扱いを明記すること。

見積に使用する労務単価、資材単価及び機械損料など佐賀県県土づくり本部の統一単価（以下統一単価）のあるものについては、統一単価を使用し、物価資料に掲載があるものは物価資料を使用して見積りを作成するよう見積依頼書に明記すること。

見積依頼先

見積りの依頼先は、原則として参加資格のある者から実績等を考慮して選定し見積依頼を行うものとする。

また、特定の協会等の団体が作成した見積りは、独占禁止法に抵触する恐れがあるため、原則使用しないこととする。

見積りによる歩掛決定の方法

見積りは5社以上の徴収を原則とし、提出された見積りについては依頼時の仕様との確認を行う。また歩掛については総価による異常値を排除した最低値を採用する。

但し、一步掛に対し一工事総額20万円以下の歩掛の場合は概ね3社以上で良いこととする。（ $20 \frac{\text{万円}}{\text{式}} \times 1 \text{ 工事}$ 又は施工 $1 \frac{\text{万円}}{\text{m}} \times 20 \text{ m}$ /1工事など）

また、特殊資材（歩掛）の見積など5社以上の見積が困難な場合は「見積依頼先・単価決定のフロー（起工・変更時、起工時、変更時）」により判断する。

複数の見積りを一度に依頼する場合

複数の工種を含む工事の見積りを依頼する場合は、各工種の見積であるのか、一連工事の見積であるのかを見積依頼書に明記すること。また、業務についてもこれに準じる。

各工種の見積の場合、 の総価とは各工種の単位当たり価格を指す。

一連工事の見積の場合、 の総価とは一連工事の一式価格を指す。

（7）補足事項

決定単価の端数処理について

- ・原則、単価を採用するにあたっては上3桁有効端数切り捨てとする。
- ・上3桁有効とした場合において、円未満の金額となる単価は円未満切り捨てとする。
- ・（上3桁有効端数切り捨てとしない事例）
1社見積及び最低価格により単価を決定する場合は端数処理を行わないものとする。
ただし、1社見積又は最低価格による単価であっても円未満の金額となる単価は円未満切り捨てとする。

・端数処理の計算事例

（上3桁有効端数切り捨て）計算例

$$(1,940^{\text{円}} + 1,890^{\text{円}}) / 2 = 1,915^{\text{円}} \quad \underline{1,910^{\text{円}}}$$

（円未満切り捨て）計算例

$$(40^{\text{円}} + 41^{\text{円}}) / 2 = 40.5^{\text{円}} \quad \underline{40^{\text{円}}}$$

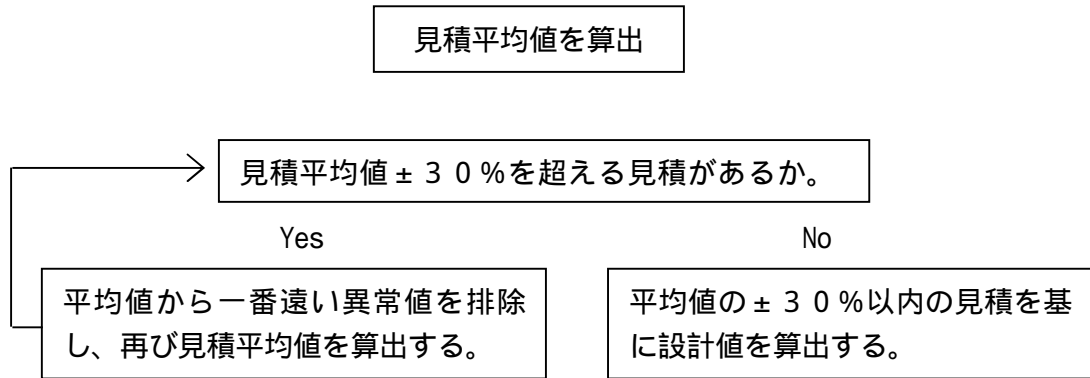
（単価の単位を替える場合の上3桁有効端数切り捨て）計算例

例：物価資料等で資材単価 1 本 (L=4m) 当り単価を m 当りに換算する場合
 $(23,000 \text{ 円/4m} \cdot \text{本} + 24,500 \text{ 円/4m} \cdot \text{本}) 1/2 = 23,750 \text{ 円/4m} \cdot \text{本}$
 $23,700 \text{ 円/4m} \cdot \text{本}$
 $23,700 \text{ 円/4m} \cdot \text{本} \div 4 \text{ m} \cdot \text{本} = 5,925 \text{ 円/m}$ 5,920 円/m

異常値について

異常値とは見積の平均値の $\pm 30\%$ を超えるものである。

異常値の排除の手順は下記によるものとする。



提出された見積書の取扱いについて
 (見積単価の改定について)

見積書において、県単価又は物価資料を根拠に単価を決定されたものについては、見積の有効期限内において、積算時における最新の単価に改定して使用することとする。

改定に不都合がある場合は、その旨を見積書に記載すること。

記載の無いものは、改定に同意したものと取り扱う。

(情報公開請求時の取扱いについて)

提出された見積書が情報公開請求の対象となる場合があるので、提出する見積書へ情報公開請求時の取扱いを明記すること。

(開示請求時に対する記載例)

- ・この見積は他者に開示しないことを条件に提出します。
- ・情報開示請求があった場合、資料開示を承諾します。 など

記載の無いものは、資料開示に同意したものと取り扱う。

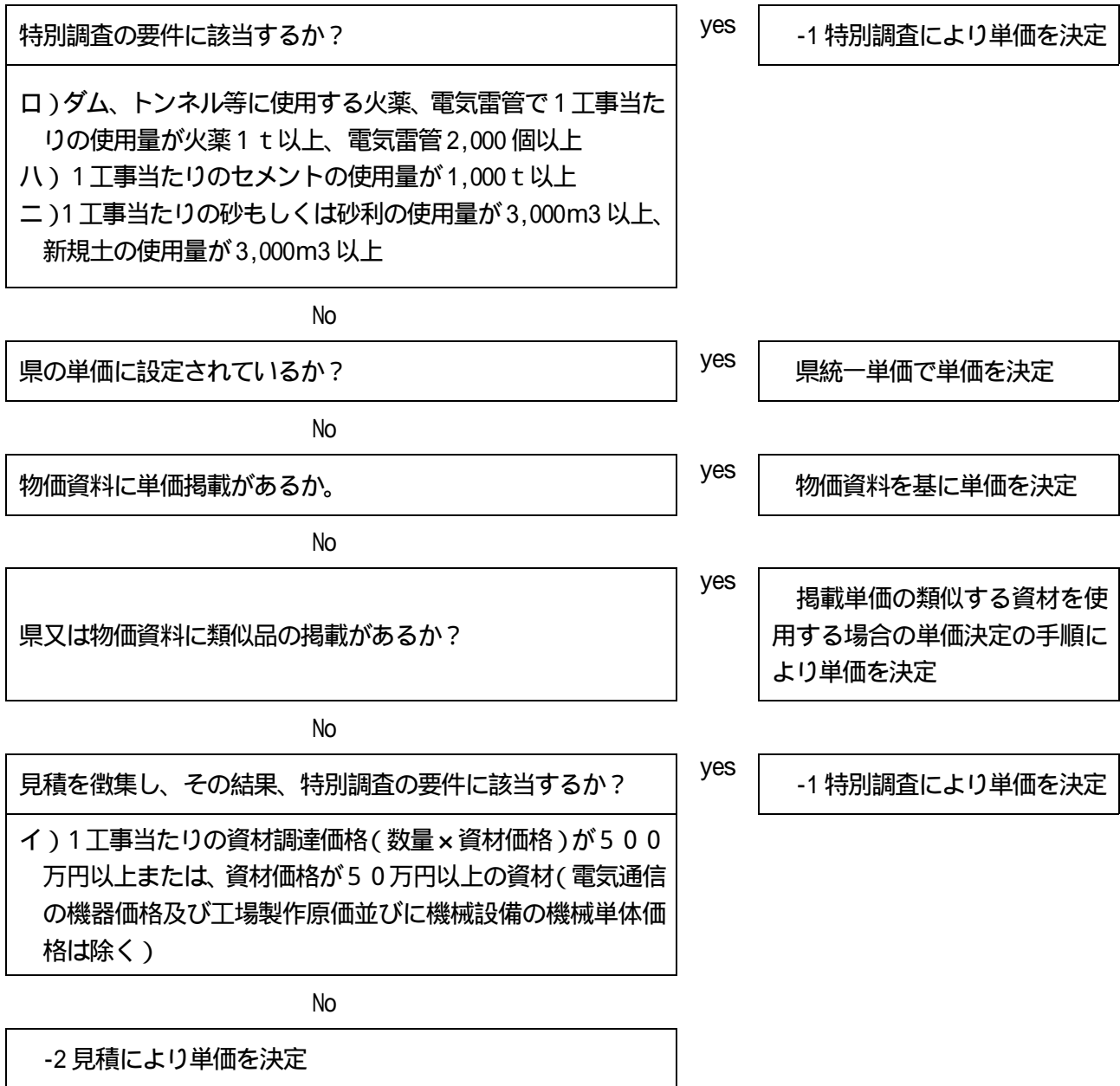
設計業務等で徴集した見積書について

設計業務等で、業務受託者が概算工事費の算出を行うために徴集したメーカー見積等は工事発注・入札するための予定価格を算出するための資料として使用してはならない。
 なお、業務報告書へは見積結果一覧表のみ添付する。

4. その他

本要領により判断し難い場合は建設・技術課と協議する。

資材単価決定フロー



(歩掛を含んだ見積を取る場合の注意点)

資材の単価を ~ により決定出来る場合。

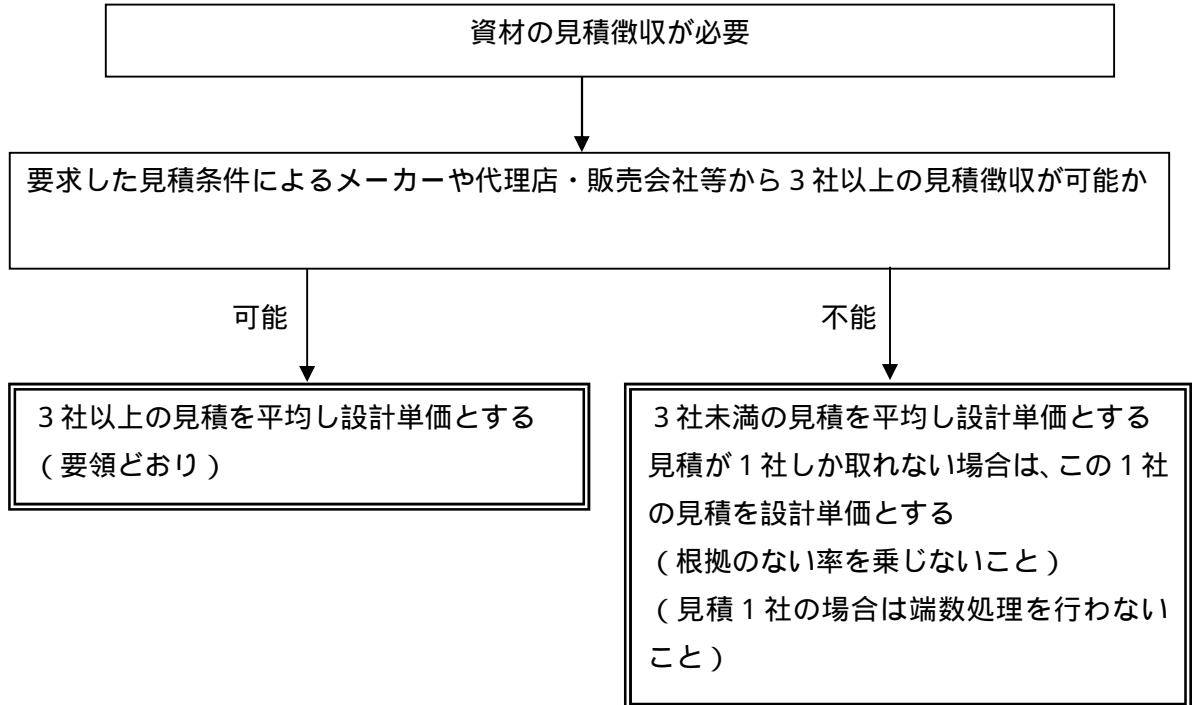
見積依頼書に県単価又は物価資料等を基にした資材単価へ改定する旨を記載すること。

見積を徴集した結果、特別調査の要件に該当する場合。

- ・要件に該当した資材については特別調査を実施し単価を決定。

- ・平行した作業として、再度、見積依頼を実施することとし、特別調査を行う資材は歩掛見積依頼書の条件に特別調査結果により資材の見積単価を改定する旨を記載する。

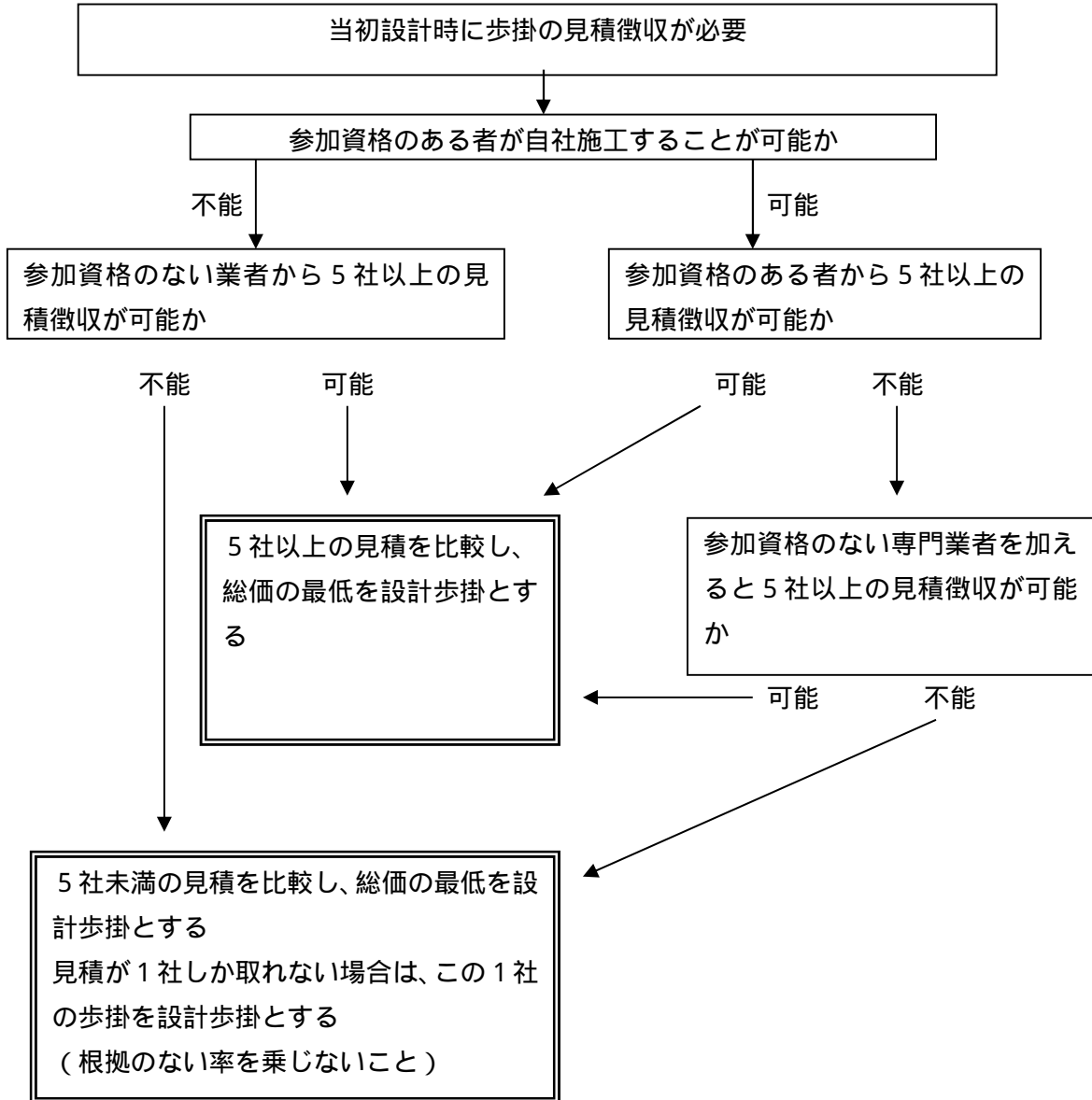
見積依頼先・単価決定のフロー(起工・変更時)



1 「メーカー」であれば「メーカー」のみ、「代理店・販売会社等」であれば「代理店・販売会社等」のみから見積を徴収する。

「施設・設備の新設・更新工事」や「維持管理工事」、「特殊な資材」等については、各工事の発注形態(施設等の管理状況等も含めて)や、資材種類等を考慮して、見積依頼先を選定する。

見積依頼先・歩掛決定のフロー(起工時)



見積依頼先・歩掛決定フロー(変更時)

